

可児市上下水道事業経営審議会条例

平成25年6月27日

条例第19号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関し必要な調査及び審議を行うため、可児市上下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の役員又は職員

(2) 学識経験を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(可児市水道料金審議会条例の廃止)

2 可児市水道料金審議会条例(昭62年可児市条例第23号)は、廃止する。

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

可児市上下水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

氏名	所属団体等	選任区分
あんどう まさき 安藤 誠紀	可児市自治連絡協議会	公共的団体等の役員又は職員
おくむら ひろあき 奥村 啓明	可児市民生児童委員連絡協議会	公共的団体等の役員又は職員
おぐり てるよ 小栗 照代	可児市PTA連合会	公共的団体等の役員又は職員
かけふ くにこ 掛布 邦子	女性市民委員	その他市長が必要と認める者
かとう よしあき 加藤 芳明	可児商工会議所	公共的団体等の役員又は職員
こにし すみこ 小西 澄子	可児商工会議所女性会	公共的団体等の役員又は職員
さいが のりひこ 雑賀 憲彦	名城大学都市情報学部 教授	学識経験を有する者
たけもと ひでや 竹本 秀也	一般社団法人可児青年会議所	公共的団体等の役員又は職員
なら かおり 奈良 香里	女性市民委員	その他市長が必要と認める者
はやし あきえ 林 昭恵	可児市健友連合会	公共的団体等の役員又は職員
ふじおか まさみち 藤岡 正迪	協同組合岐阜県可児工業団地管理センター	公共的団体等の役員又は職員
わたなべ まさお 渡邊 雅夫	名古屋税理士会多治見支部	学識経験を有する者

可児市上下水道事業経営審議会の会議運営(案)について

1. 開催時間について

委員の昼間の勤務等に支障がないように、原則として平日夜間の開催とする。
原則として、午後 7 時 00 分から概ね 2 時間程度とする。

2. 会議の公開について

可児市情報公開条例及び同施行規則に基づき、原則として公開するものとする。ただし、非公開情報が含まれる事項について審議等を行う場合や、会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合は公開しないものとする。

会議の開催予定については、日程・場所・公開などの情報を可能な限り広報かみや市ホームページ等で事前に周知を図るものとする。会場の都合等により、傍聴者の数を制限する必要がある場合についても、事前に周知を図るものとする。

3. 傍聴者への対応について

入場時に傍聴券を交付し、氏名を記入のうえ提示していただくものとする。

傍聴券は、退場時に返却していただくものとする。

委員と同様の資料(ただし、非公開情報を除く)を配布するものとする。

会議の録音や写真撮影、ビデオ撮影等は認めないものとする。ただし、報道機関等で会長の許可を得た者については、この限りではない。

傍聴者の発言は認めないものとする。意見・感想等については、アンケート形式で収集し、審議の参考にするものとする。

傍聴者に会議の規律を乱す言動等があった場合は、これを制止し、従わない場合は退場させるものとする。

4. 議事録について

議事録は、速記議事録ではなく、要点をまとめたものとする。

議事録署名者 2 名を会議の都度会長が指名し、その確認を経たものを当審議会の議事録とする。

議事録は、原則として公開するものとする。ただし、公開の可否等については、毎回の審議終了後に非公開部分の有無について確認するものとする。

事務局で保管し、委員の必要に応じて供覧するものとする。

5. 答申について

委員個人の意見ではなく、審議会の結果としてまとめるものとする。

6. その他

その他、会議運営において必要な事項が生じた場合は、審議会において協議するものとする。

参 考

可児市情報公開条例(抜粋)

(会議の公開)

第26条 実施機関に置く附属機関の会議その他規則で定める会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、会議を公開しないことができる。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

可児市情報公開条例施行規則(抜粋)

(会議の公開)

第14条 条例第26条の規則で定める会議は、実施機関がその担任する事項について審査、審議、調査等を行うために設置した市民、学識経験者その他実施機関の一般職の職員以外の者が構成員となっている審議会、懇話会、委員会等の会議とする。

- 2 会議の公開は、傍聴により行うものとする。
- 3 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ実施機関の承認を得た者は、この限りでない。
- 4 実施機関は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(会議の傍聴の手續)

第15条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券(別記様式第18号)の交付を受け、氏名を記入のうえ、受付で提示しなければならない。

- 2 傍聴券は、会議の傍聴中常に携帯し、実施機関の職員の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 傍聴券は、当日限り有効とし、退場の際に返還しなければならない。

(会議の規律)

第16条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 飲食、喫煙、私語、談笑等をしないこと。
- (2) 委員等の発言に対して、言語、拍手その他の言動により公然と可否を表明し、又は批評しないこと。
- (3) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

(退場命令等)

第17条 会議の議長又は実施機関の職員は、傍聴人が第14条第3項、第15条第2項又は前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

傍 聴 券

会議名 平成 25 年度 第 1 回可児市上下水道事業経営審議会

傍聴人 氏名 _____

平成 25 年 12 月 19 日

注意 この券は、当日に限り有効です。

退場の際は、この券を返却してください。

可児市水道部上下水道料金課

非公開情報が含まれる事項について審議等を行う場合や、会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合は公開しない場合があります。

委員と同様の資料（ただし、非公開情報を除く）を配布します。

会議の録音や写真撮影、ビデオ撮影等をご遠慮ください。

発言をご遠慮ください。意見・感想等については、傍聴者意見記入票にご記入ください。

会議の規律を乱す言動等があった場合は、退場していただきます。

平成 25 年度 第 1 回可児市上下水道事業経営審議会 傍聴者意見記入票

ご意見をいただき、ありがとうございました。
いただいたご意見は、審議の参考にさせていただきます。